

ワールドマスタースゲームズ 2021 関西大会参加料等
収納代行業務委託に係る制限付一般競争入札募集要項

1 募集概要

(1) 業務名

ワールドマスタースゲームズ 2021 関西参加料等収納代行業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約日から 2021 年 6 月 30 日まで

(4) 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(ア) 収納代行サービスを既に実施しており、クレジットカード及びコンビニエンスストアによる収納業務について、相当の知識及び経験を有していること。

(イ) 事業規模が委託する事務を遂行するために十分であると認められ、かつ安定的な経営基盤を有していること。

(ウ) 国、その他の地方公共団体から競争入札への参加資格を停止されていないこと。

(エ) 個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止、その他の個人情報の管理のために必要な管理体制を有すること。

(オ) ISO27001 適合認証取得していること。

(カ) PCIDSS に準拠したクレジットカード決済が実施可能であること。

(キ) 緊急時には相当の知識をもった職員が迅速に対応できる体制を有していること。

(ク) コンビニ収納について、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、デイリーヤマザキ、ミニストップ、サークル K サンクス、セイコーマートのコンビニチェーンと代表加盟契約しており、取扱いが可能であること。

(ケ) クレジットカード決済については、VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club、Discover と代表加盟契約しており、オンラインでの取扱いが可能であること。

(コ) Union pay の取扱いがオンラインで可能であること。

(5) 配付資料

- ・仕様書
- ・質問書（様式第 1 号）
- ・委任状（様式第 2-1 号、第 2-2 号）
- ・入札書（様式第 3 号）
- ・入札参加表明書（様式第 4 号）
- ・入札参加資格確認書（様式第 5 号）

2 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒530-6691 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 23F
一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ 2021 組織委員会 総務部
電話 06-6446-2021
メールアドレス kansai-wmg@wmg2021.jp

(2) 募集要項等の交付期間

平成 30 年 2 月 28 日 (水) から 3 月 14 日 (水) まで

(3) 郵便等による入札

不可とする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成 30 年 3 月 16 日 (金) 午後 2 時

イ 場所

入札参加表明書に記載されている連絡先に追って連絡する。

3 入札に関する問合せの取扱い

(1) 疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書(様式第 1 号)を作成し、電子メールにより 2 の (1) の場所に平成 30 年 3 月 7 日 (水) 正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

(2) 疑義に対する回答

(1) の質問については、平成 30 年 3 月 9 日 (金) までにインターネットのホームページによりまとめて閲覧に供する。

4 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札に参加を希望する者は、平成 30 年 3 月 14 日 (水) までに入札参加表明書(様式第 4 号)を作成し、持参又は郵送(3/14 必着)より、3 (1) の場所に提出すること。

(2) 入札に必要な提出物等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

5 入札について

(1) 入札書(様式第 3 号)を使用すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)に 108 分の 8 を乗じて得た金額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出すること。

(3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできな

い。

- (4) 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所
に押印しなければならない。ただし、入札金額は、訂正できない。
- (5) 入札書の入札金額（合計）以外の内訳が不明瞭、記載漏れ又は内訳合計が一致し
ない場合は、いずれも無効とする。
- (6) 入札に関する行為を代理人に行わせようとする場合は、入札を行うまでに必ず委
任状（様式第2号）を提出しなければならない。
- (7) 委任状の宛名及び入札書の宛名は「一般財団法人関西ワールドマスターズゲーム
ズ2021組織委員会 会長 井戸 敏三」とすること。
- (8) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
候補者として選定した後、落札者の決定を留保し、開札手続きを終了するものとし
る。その場合において、最低価格入札者が二人以上あるときは、くじ引きにより一
人の落札候補者を選定するものとする。
- (9) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき、又は、資格要件
の確認の結果、入札を無効と決定された者を除いた入札者のうち、予定価格の制限
内の価格の入札がないときは、再度入札を行うものとする。
- (10) 再度入札は2回とする（初度入札と併せて3回とする。）。
- (11) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、
不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (12) 入札後、仕様書、この募集要項等の不知又は不明を理由として、異議を申し立て
ることはできない。
- (13) 本件による契約は単価契約とし、入札額を契約額として保証するものではない。

6 入札の資格審査について

予定価格の範囲内で最低価格を提示した業者から順に入札参加資格確認書（様式第5号）を審査し、入札参加資格を有するものが落札者として決定した後は、それ以外の業者の審査を省略して、その案件に限り「不備があっても無効としない」扱いとする。

- (1) 開札手続きの終了後、落札候補者に対し、入札参加資格確認書（様式第5号）の
提出を求めるものとする。
- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければな
らない。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札保証金は免除する。
- (2) 契約保証金
契約保証金は免除する。

8 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札

- (3) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- (4) 委任状のない代理人の入札。
- (5) 入札に際し、不正の行為があった者の入札
- (6) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (7) 仕様書又はこの募集要項に違反した入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札

9 落札者の決定方法

開札の結果、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として選定した後、落札者の決定を留保し、開札手続きを終了するものとする。その場合において、最低価格入札者が二人以上あるときは、くじ引きにより一人の落札候補者を選定するものとする。6の審査により、入札参加資格に適合している者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 手続における交渉の有無

無

12 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として予定件数（入札書に記載の件数）から既に支払われた大会参加料の件数を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを大阪府警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(5) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けないで、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本件業務に係る委託料の額の 50 パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合